

入札説明書添付資料 - 5 運営保証金について

1. 運営保証金を必要とする処理方式

運営保証金を必要とする処理方式は次のとおりである。

- 流動床式炭化炉方式
- ストーカ + セメント原料化方式

2. 運営保証金の種類及び内容

(1) 追加溶融施設の整備に対する運営保証金（以下「運営保証金 I」という）

- 運営保証金 I は、追加溶融施設を追加整備する場合に必要な固定費 に相当する費用をいう（図 1 参照）。
- 運営保証金 I は契約締結後 30 日以内に納付すること。
- 運営保証金 I は選定事業者が調達するものとし、広域組合は選定事業者が運営保証金 I を調達するのに要した費用を選定事業者の提案に基づきサービス対価（保証金 I）として均等に支払う（年 4 回）。
- 運営期間満了時において、セメント原料化方式においては副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬のための委託先企業が、炭化炉方式においては副生成物のうち炭化物の売却先企業が運営期間満了後 1 年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合、広域組合は、本施設の譲渡完了後 30 日以内に運営保証金 I を選定事業者に返還する。
- 事業期間中に選定事業者自らの判断、若しくはモニタリングに基づく是正措置の結果として追加溶融施設を追加整備することとなった場合、広域組合は運営保証金 I を選定事業者に返還する。ただし、選定事業者は追加溶融施設の追加整備について、広域組合が満足する内容の履行保証を調達しなければならない。

(2) 追加溶融施設の運営に対する保証金（以下「運営保証金 II」という）

- 運営保証金 II は、運営期間にわたり、追加溶融施設を追加整備した場合に運営・維持管理において追加的に必要となる固定費、変動費及び変動費 に相当する費用をいう（図 1 参照）。
- 運営保証金 II は契約締結後 30 日以内に納付すること。
- 運営保証金 II は選定事業者が調達するものとし、広域組合は、追加溶融施設の追加整備後の運営・維持管理業務を選定事業者が開始する以前については、不要となった運営保証金 II を、各年度の最終支払時に選定事業者に均等に返還する（年 1 回）。また、選定事業者が運営保証金 II を調達するのに要した費用を選定事業者の提案に基づき、サービス対価（保証金 II）として均等に支払う（年 4 回）。
- 事業期間中に選定事業者自らの判断、若しくはモニタリングに基づく是正措置の結果として追加溶融施設を追加整備することとなった場合、広域組合は運営保証金 II を固定費、変動費及び変動費 に割り振るサービス対価の構成の変更を行う。
- 選定事業者は変更後のサービス対価の構成に基づく支払いで運営・維持管理を行う。

3. 運営保証金の納付方法

(1) 納付方法

選定事業者が調達し、事業契約締結後 30 日以内に広域組合に現金で納付すること。

4. 運営保証金 及び の提案額算出にあたっての留意事項

運営保証金 及び の提案額の算出にあたっては、以下の事項に留意するものとする。

- 運営保証金 及び は応募者の提案に基づくものとするが、併せて提出を求める追加整備・運営計画書（財務の計算結果を含む）との内容面及び費用面での整合性を検証し、両者の整合が明らかにとれないと広域組合が判断した場合、当該応募者は失格となること。
- 広域組合が選定事業者に支払うサービス対価の総額は、追加整備が行われたとしても当初契約どおり変更がないこと。

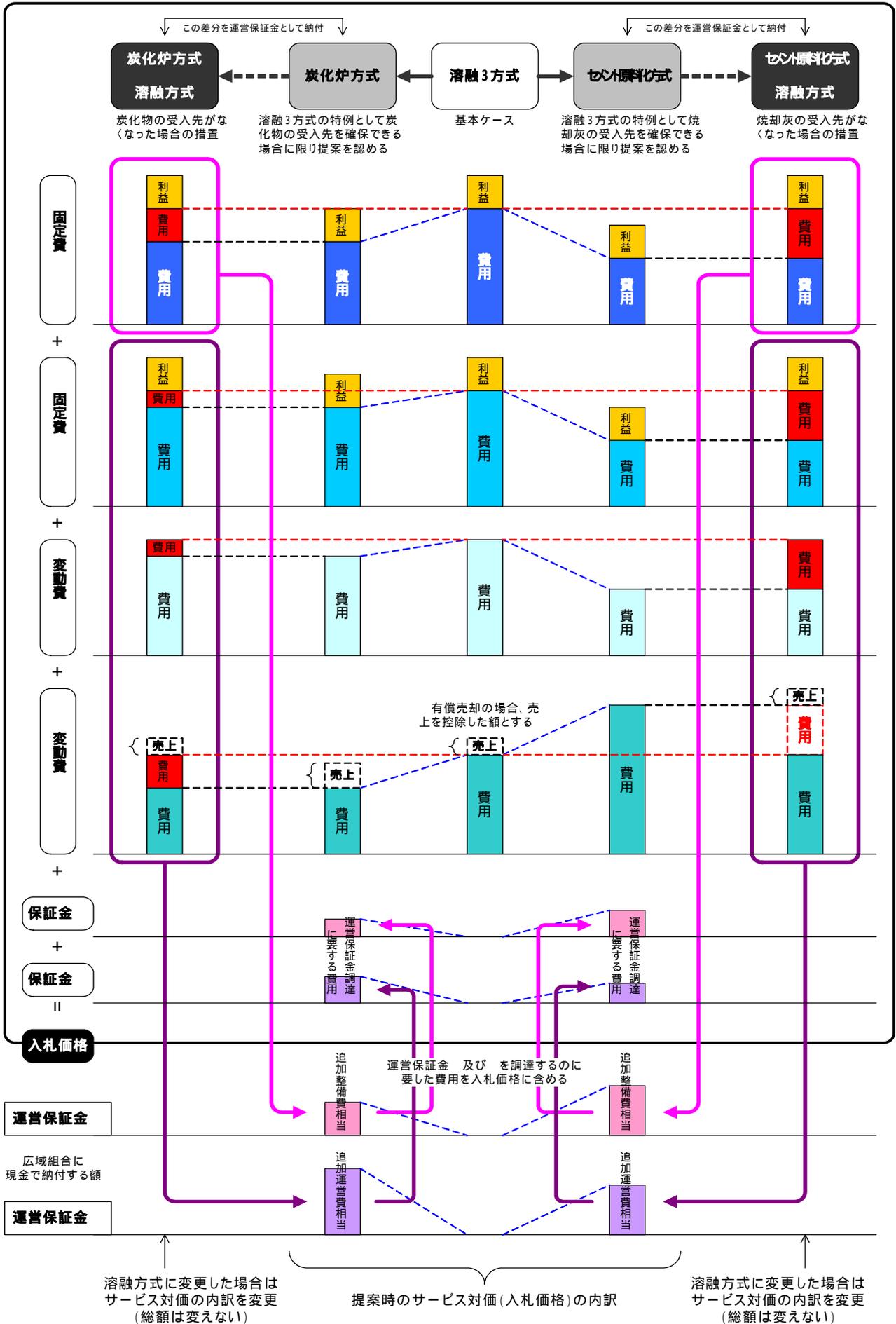


図 1 運営保証金 及び に含まれる費用の考え方

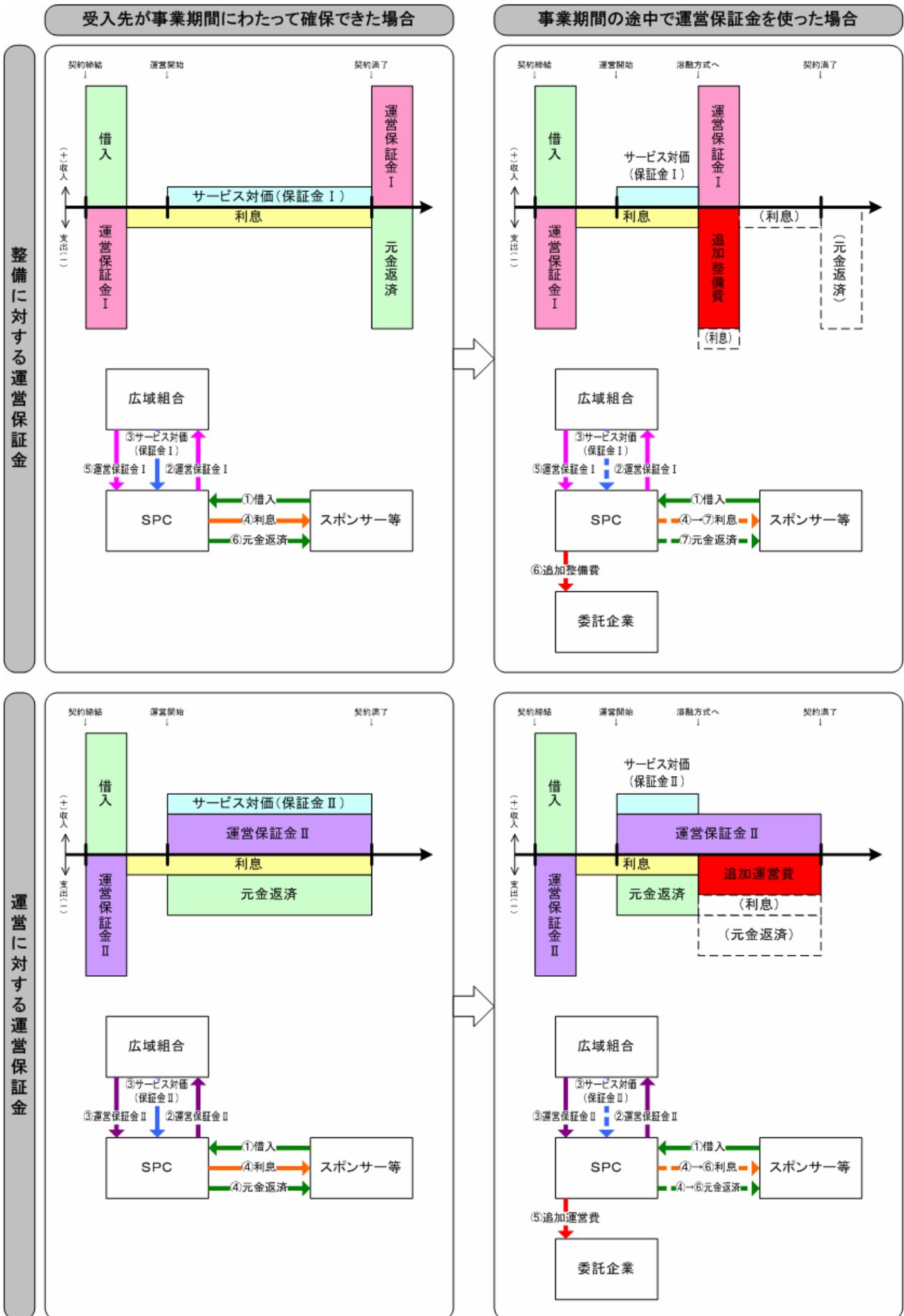


図 2 運営保証金 及び の取り扱い